

日 成 会  
日本成人病予防普及会  
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、日成会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を京都市伏見区深草泓ノ壺町29-8に置く。

(目的)

第3条 本会は、国境を超え、政治、宗教、思想にかかわらず、階級、貧富の差を問わず、すべての人々が平和で幸せに生きるための人道的事業を行い、人と生き物と自然が共に行き合う平和な社会、健康な社会及び物心複合の調和社会等、健全な社会づくりに奉仕することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
成人病予防の啓蒙活動と予防医学の推進を図って、広く社会の健康づくりに奉仕する事業。  
出版活動によって、広く社会に精神的利益を還元する事業。  
会員相互の共に生き合う互助精神を広く世界に広げ、精神的にも物質的にも豊かな社会を築く事業。  
健康管理、食生活、環境問題等の研究事業。  
その他、目的を達成するための必要な事業。

(業務方法書)

第5条 前条における事業に係る業務の方法については、「業務方法書」をもってこれを定める。

(定款の実施要領)

第6条 この定款の実施に関して必要な事項は、特に定めてあるもののほか、会長が理事会の議決を経てこれを定める。

第2章 会 員

(会員の資格)

第7条 次の掲げる者は、本会の会員になることができる。

- 成人病予防の啓蒙運動を理解できる者。
- 本会が行っている事業に賛同できる者。
- 前各号の者を主たる構成員とする団体。

2. 本定款に規定するもののほか、会員の資格に関する細目的事業は、理事会の議決を経てこれを定める。

(会員種類と運営)

第8条 本会の会員は、本部会員(正会員、法人会員、個人会員A)及び支部会員(賛助会員、個人会員B、新聞購読会員)とし、正会員と理事をもって運営する。

(会員資格の取得)

第9条 第7条において規定するものであって、入会金及び正会員費を負担する者、又は賛助会員費を負担する者は、所定の書面を提出し理事会の承認を得て本会の正会員又は賛助会員になることができる。但し理事会は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その入会を拒むものとする。  
正会員(賛助会員が正会員として入会しようとする場合を含む)の場合にあっては、所定の入会金を負担しないものであるとき。

第 14 条の規定により除名され、なお、未履行の義務を履行しないものであるとき。

所定の会費を負担しないものであるとき。

全各号のほか、適正な事業論理の確立に支障を及ぼす恐れのあるものである等、会員として相応しくないものであるとき。

2. 前項本文の規定により入会の申し込みをした者は、所定の入会金、会費の納入その他会員として遵守すべき事項を履行したとき、当該会員の資格を取得する。

#### (会員の権利)

第 10 条 正会員は、1 口 1 個の議決権を有し、本会の事業活動に参加することができる。

2. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本会の事業活動に参加することができる。

#### (会員の義務)

第 11 条 会員が法人又は団体であるときは、その役員の内より本会に対する代表者(以下「会員代表者」という)1 名及び会員代表者の代理人(以下「会員代表代理人」という)を定めて、本会に届け出なければならない。会員代表者又は会員代表者代理人を変更したときも同様とする。

2. 正会員にあっては、入会金及び正会員費を、賛助会員にあっては賛助会員費を、それぞれ負担しなければならない。
3. 前各項のほか、会員は、定款の規定並びに総会及び理事会の議決を遵守しなければならない。

#### (退会)

第 12 条 会員は、次の場合に本会を退会する。

死亡し又は解散したとき。

第 14 条の規定により除名されたとき。

前略項のほか、第 7 条に規定する資格を失ったとき。

2. 会員は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その理由を付した書面を提出し、本会を退会することができる。

#### (権利の停止)

第 13 条 本会は、会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議により、期間を定めてその権利を停止することができる。

所定の期間を経過しても会費を納入しないとき。

前号のほか、会員としての義務を怠り、督促してもなおこれを履行しないとき。

#### (除名)

第 14 条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

前条の規定により権利を停止され、その期間を経過してもなお義務を履行しないとき。

前各号のほか、第 9 条第 1 項第 4 号に規定する自由が認められたとき。

#### (退会に伴う権利、義務)

第 15 条 会員が第 12 条の規定により退会したときは、本会に対する権利を失い、また、義務を免れる。但し、未履行の義務は免れることはできない。

2. 会員は、第 12 条の規定により退会しても、既納の会費の返還等本会の資産に対し、何ら請求することができない。

### 第3章 役員及び顧問

#### (役員の種類、数)

第16条 本会は、役員として、理事10名以上100名以内及び監事2名を置く。

2. 会長を1名、副会長を2名以内、理事長を1名とするほか、必要に応じて10名以内を常任理事とすることができる。

#### (役員の選任)

第17条 理事及び監事は、総会において正会員及び正会員の会員代表の内より選任する。但し、理事にあっては15名以内に限る。正会員以外の内より選任することを妨げない。

2. 会長及び副会長は、理事会によりこれを定める。
3. 理事長及び常任理事は、会長が理事会の同意を得て、理事の内よりこれを委嘱する。
4. 本会の理事及び監事に欠員を生じこれを補充するときは、総会が開催されるまでの間においては、第1項本文の規定にかかわらず理事会においてこれを選任することを妨げない。

#### (役員の職務)

第18条 理事は、理事会を通じて会務の執行に参画するほか、本定款及び理事会の定めるところにより、会務の執行にあたるものとする。

2. 会長は、本会を代表し会務の執行を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
4. 理事長は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故があるとき又は欠けたとき会長の職務を代行する。
5. 常任理事は、会長、副会長及び理事長を補佐して、会務の処理にあたる。
6. 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### (役員任期)

第19条 役員任期は2年とする。

2. 前項本文の規定にかかわらず役員再任は、これを妨げないものとする。
3. 補欠又は増員のため選任された役員任期は、第1項本文の規定にかかわらずその前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、その任期が満了しても後任が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

#### (役員解任)

第20条 役員は、任期中であっても次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により解任されることがある。

心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

#### (顧問と副理事)

第21条 本会は顧問を置くことができる。

顧問は、理事会において推薦された学識経験者の中から、会長がこれを委嘱する。

顧問は、第4条に掲げる事業の遂行に関し、会長の諮問に応じる。

顧問の任期については、第19条第1項本文及び第2項の規定を準用する。

2. 本会は、副理事を置くことができる。

副理事は、理事会に置いて推薦された正会員及び賛助会員の中から、会長がこれを委嘱する。

副理事は、第4条に掲げる事業の遂行に関し、その諮問に応じる。

## 第 2 2 条 会 議

### (種類、構成員)

本会の会議は、総会及び理事会、常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 総会にあっては、正会員が、理事会にあっては理事が、常任理事会にあっては常任理事がその構成員となる。

### (開催)

第 2 3 条 通常総会は、毎年 1 回、5 月又は 6 月に開催し、臨時総会は、次の場合により開催する。

監事が職権により招集したとき。

5 分の 1 以上の構成員から請求されたとき。

理事会の決議によるとき。

前各号のほか、会長が必要と認めたとき。

2. 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は過半数の理事から請求があったとき開催するものとする。
3. 常任理事会は、会長が必要と認めたとき、又は過半数の常任理事からの請求があったとき開催するものとする。

### (招集、議長)

第 2 4 条 会議の招集は、日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって 10 日前までに構成員に通知しなければならない。但し、議会が緊急を要する理事会及び常任理事会の場合にあっては、あらかじめ理事会又は常任理事会で定めた方法により招集することを妨げない。

2. 会議の議長は、会長、副会長、理事長及び常任理事の中より出席構成員の過半数の賛同を得て選出する。

### (会議、議事の成立)

第 2 5 条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席構成員の過半数の同意をもって成立する。

### (議決権の行使方法)

第 2 6 条 会議の議決権は、構成員（総会の場合にあっては正会員の会員代表者又はその会員代表者代理人）が出席してこれを行行使するものとする。但し、やむをえない理由のために会議に出席できない構成員はあらかじめ通知された事項について書面をもって賛否を述べ、また理事会の場合にあっては、その理事に準ずる者の内からあらかじめ届け出のあった者（正会員の会員代表者の内から選任された理事の場合に限る）を代理人とすることができる。

2. 前項ただし書きの規定によりその議決権を行行使する構成員の数は、前条第 1 項の出席構成員の数に算入する。

### (議決事項)

第 2 7 条 総会は、次の事項を議決する。

事業計画及び収支予算。

事業報告及び収支決算。

定款の変更。

解散及び残余財産の帰属。

前各号のほか、本定款に定めてある事項。

2. 理事会は、次の事項を審議決定する。

本定款に定めてある事項。

会務の執行に関する事項。

3. 常任理事会は、次の事項を審議決定し、理事会へ送る。

本定款に定めてある事項。

会務の執行に関する事項。

( 議事録 )

第 28 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において、出席構成員の内から選任された議事録署名人 2 名以上がこれに記名押印しなければならない。

日時及び場所。

総会にあっては構成員及び出席構成員の数、理事会及び常任理事会にあっては構成員及び出席構成員の氏名(書面又は代理人による場合を除く)。

議事の経過の要領及びその結果。

議事録署名人の選任に関する事項。

## 第 5 章 資産及び会計

( 資産の構成 )

本会の資産は、入会金、正会員費、賛助会員費、事業に伴う収入、寄付財産その他をもって構成する。

( 入会金、会費規定 )

第 30 条 本会の入会金、正会員費及び賛助会員費に関して必要な事項は、本定款に定めるもののほか、会費規定をもって別に定めるものとする。

2. 入会金、会費規定の制定及び変更は、理事会の議決を経なければならない。但し、入会金、正会員費及び賛助会員費の額その他基準的事項については総会の議決を得なければならない。

( 資産の管理 )

第 31 条 本会の資産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

( 経費 )

第 32 条 本会の経費は、資産をもってこれに充てる。

( 事業年度 )

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 事業計画、収支予算 )

第 34 条 本会の事業及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の議決を経てこれを定め、総会の承認を得なければならない。

2. 前項の総会が、当該事業年度開始後に開催される総会であるときは、その総会までの間においては、会長は理事会の定めるところにより前事業年度の収支予算の例により、収支を執行することができる。

( 事業報告、収支決算 )

第 35 条 本会の事業報告及び収支決算は、前事業年度終了後、2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経てこれを定め、監事の意見とともに通常総会の承認を得なければならない。

( 剰余金 )

第 36 条 本会は、前条の収支決算において剰余金を生じたとき、繰り越した不足金があるときはその補填に充て、なお剰余金があるときは翌事業年度に繰り越すものとする。

( 特別会計 )

第 37 条 本会は、第 4 条に掲げる事業の遂行上必要があるときは理事会の定めるところにより、第 34 条の収支予算及び第 35 条の収支予算において特別会計を設け、区別して経理することができる。

## 第6章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第38条 本定款は、第25条第1項後段の規定にかかわらず、総会において構成員の4分の3以上の同意を得たのち変更することができる。

### (解散)

第39条 本会が解散しようとするときは、第25条第1項後段の規定にかかわらず総会に置いて構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2. 本会が解散したときは、民法第68条第1項第3号の自由によるほか、理事の全員が清算人となり、監事の全員が清算監査人となる。

### (残余財産の帰属)

第40条 本会の残余財産の帰属については、総会の議決を経てこれを定める。

## 第7章 雑 則

### (事務局)

第41条 本会は、事務を処理する事務局を設け、事務局には、事務局長1名ほか、所要の職員を置くことができる。

2. 事務局長は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
3. 前各項のほか、事務局に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経てこれを定める。

### (互助金)

第42条 第16条の役員は、日成会互助会に加入してその目的を積極的に遂行するものとする。(細部は、別紙規約による)

制定 平成5年6月2日